

# 広報あびこ

No. 67

35. 7. 1 号

千葉県我孫子町役場  
TEL (あびこ) 4 2

毎月 1 日 16 日 発行 一部 2 円  
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可

## — 目 次 —

日本学校安全会とは どんなものか	2
結核健康診断実施	2
商工会法とはどんな ものか	3
総代選挙は無投票	4
犯罪をなくして 明るい町づくり	4
拠出制国民年金の適 用世帯調査	5
住民登録の励行週間	6
小児麻痺の予防接種	6



流れ作業により既製服はつくられる ボン産業株式会社

(六号国道沿線天子山地先)  
女子従業員...54名

## 広 報 あ び こ

(2)

### 四月一日から業務を開始した 日本学校安全会とは

.....本町も期限内に加入.....

日本学校安全会は、義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害につき学校の設置者(国・公立・市町村等、私立・学校法人または設置者)及び保護者ならびに国が資金を拠出して、教育的な配慮のもとに災害共済給付(医療費、廃疾見舞金、死亡見舞金)の事業と相まって、学校教育の円滑な実施に資することを目的として発足したものです。

**安全会の業務**

日本学校安全会は、特殊法人として本年四月一日から業務を開始しました。その業務内容は、学校安全の普及充実に関すること及び義務教育諸学校、高等学校、幼稚園、保育所の生徒、幼児児童の災害共済給付に関することとなっております。

① 災害共済給付を受けることのできる災害とは

② 負傷：その原因である事故が学校の管理下において発生したもので、療養に要する費用が百円以上のものに限り、

③ 疾病：学校給食等に起因する中毒や疾病で、その原因である行為が学校の管理下でなされたもののうち文部大臣の定めたもの。

④ 廃疾：①及び②のなかつた場合において存する廃疾のうち文部省令で定める程度のもの。

⑤ 死亡：学校管理下の事故もしくは行為が原因で死亡したもののうち文部大臣の定めるもの。

⑥ 学校の管理下とは

⑦ 各教科や道徳の時間中、特別教育活動中、運動会、修学旅行、遠足などの実施中及び自習時間中。

⑧ 課外指導つまり林間学校、臨海学校等の開催中。

日本学校安全会は、義務教育諸学校の管理下における児童生徒の災害につき学校の設置者(国・公立・市町村等、私立・学校法人または設置者)及び保護者ならびに国が資金を拠出して、教育的な配慮のもとに災害共済給付(医療費、廃疾見舞金、死亡見舞金)の事業と相まって、学校教育の円滑な実施に資することを目的として発足したものです。

③ 休憩時間中及び校長の指示または承認に基いて学校にあるとき、つまり始業前、放課後の特定時間中。

④ 通常の経路、方法により登校、下校のとき。

ただし、高校生については、登校、下校のさいの災害、生徒の故意による犯罪行為または災害は、災害対象から除外されます。また生徒自身の重大な過失による負傷、疾病に起因する廃疾には廃疾見舞金を支給しません。

**共済の契約**

学校設置者が児童生徒または幼児の保護者の同意を得て、学校安全会と災害共済給付の契約をします。契約期間は、本年は七月十日までで、本町でも期限内に契約を行う手はずを整えています。

共済の掛金と保護者負担額

義務教育諸学校の児童一人当たりの掛金は年額二十円(保護世帯児童生徒は一人当たり四円、高校生は一人当たり年額三十五円(水産、商船高校生は百円、定時制高校生は二十五円、通信教育園、保育所の幼児は一人当たり年額十二円です。

このうち義務教育諸学校の二十円については、八円

から十二円を保護者の負担とし(本町は十円)、残りの額を学校設置者が負担します。高校・幼稚園・保育所については、全額保護者から徴収するたてまえです。

災害共済給付基準

① 医療費：健康保険外なみの半額を支給します。

② 廃疾見舞金：廃疾程度により一等級(十三万円)から十四等級(五十万円)に分けて支給します。

③ 死亡見舞金：十万円を支給します。

ただし、第三者の行為で損害賠償を受けたときは、

結核をなくして明るい生活

その限度内で給付の対象からはずされ、風水害、震災非常災害については災害救助法にゆだね、学校安全会からの給付は行われません。また生活保護法による保護世帯の児童生徒は、安全会の医療費の対象になりませんが、廃疾見舞金、死亡見舞金は対象になります。なお、医療費の支給開始後一年を経過したとき以後は、廃疾見舞金の支給以外の給付は行なわれません。

**要保護、準要保護児童生徒の掛金と国の補助**

国では要保護、準要保護児童生徒にかかる保護者の掛金納付免除分に充てる経費の一部を補助することになっています。つまり、学校設置者は、要保護児童生徒については四円と三円を、準要保護児童生徒の分は二十円のところ十五円を納入すればよいこととなり、国は残りの一人当たり一円と五分分を安全会に一括補助します。

### 結核をなくして明るい生活

— みんな揃って結核健康診断を —

年に一回の結核健康診断が七月下旬から約一カ月間にわたって皆さまの地区で実施する予定です。

国民病といわれた結核も近年、国を上げての結核撲滅対策と医学の著しい進歩によって死亡率は年々低下して来ておりますが、患者数は依然として多く、四世帯に約一人の割合で結核患者がいるといわれています。また困ったことには医療を必要とする結核患者のうち約八割の方が無自覚症状であり、「自分は健康だか

ら」と思っていることです。このような無自覚の患者を早期に発見し、適正な医療を行うことが結核予防上最も大切なことです。

町における昨年度の受診率はわずかに十六・二%という低率でしたが、今年度は家族会員がその健康診断を受け、自分かほんとうに健康であることを科学的に証明してもらいましょう。

なお今年度は強力に健康診断を実施したいと思っておりますので、皆様の絶大なご協力をお願いします。



# 老後や不幸のときの備えには 拠出制の国民年金を

七月一日現在で適用世帯調査

拠出制国民年金制度については新聞、広報、座談会等でたいたいおわかりになったことと思いますが、その適用世帯調査が全国にわたって七月一日現在で行われています。本市に住所を定めている世帯主と昭和三十九年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までに生れた人は誰でも調査対象となり

## 国民年金問答

問：どうしても拠出制国民年金に入らなければならぬのですか  
答：広報六十六号でお知らせした「拠出制国民年金に加入する人」は強制加入です。

問：任意加入できる人はどうゆう人ですか  
答：①国や公の制度の年金に加入している者の配偶者(遺族年金や扶助料の額が少ないからこの年金に加入して老後の年金を多くするため)  
②来年四月一日において五十歳をこえ五十五歳をこえない者(まだ働けるうちに保険料を取めて六十五歳になつたらこの年金をもらうため)  
③遺族年金や扶助料もらっている人(この給付金は額が少なかったり、再婚すると失権するから)  
④学生、生徒(卒業すると官公庁や会社に就職するものが多いから)

問：保険料はいくらか  
答：二十歳から三十四歳までは月百円、三十五歳以上は月百五十円です。この保険料を納めるには、国民年金印紙を役場で買って年金手帳にはり、三カ月毎に町長の検認を受けて納めたこととなります。

問：毎月保険料を納めるも面倒だ。前納できるか  
答：①十年以内の期間について年を単位として前納できます。  
②全期間完納もできます  
③農家は収穫時に、また嫁入り娘には年金持参(完納)してもよいです。  
④割引率は別表のとおりです。

問：前納完納をした後に会社員になったときは前納完納した分を還付してくれるか  
答：会社員になるまでは国民年金の経過分は厚生年金に通算され、それ以上

前納保険料の割引額の実例

前納時の年齢	前納期間	前納したつとら納めなければならぬ額(A)	前納額(B)	割引額(A-B)
20才	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000	5,280	720
	10年	12,000	9,310	2,690
	40年	63,000	23,540	39,460
30才	1年	1,200	1,170	30
	5年	6,000	5,280	720
	10年	15,000	11,330	3,670
	30年	51,000	24,300	29,700
40才	1年	1,800	1,760	40
	5年	9,000	7,910	1,090
	10年	18,000	13,970	4,030
	20年	36,000	22,150	13,850
50才	1年	1,800	1,760	40
	5年	9,000	7,910	1,090
	10年	18,000	13,970	4,030
	20年	36,000	22,150	13,850

②被用者年金の被保険者または組合員であること  
③無もしくは公的年金の受給権者であること  
④任意加入該当者の加入意思の有無  
⑤保険料免除該当事項の有無  
⑥前納制度利用意思の有無  
おおよび予想される前納制度の利用期間

納めた分は還付されます  
途中途中で保険料を納められなくなつたら失格か  
生活に支障なく納められたいときもあれば裕福なときもあるので、納められたいときは納め、納められないときは納められたい

松戸税務署からのお知らせ  
今月は申告所得税第一期中分の納期です。八月一日の納期までにお忘れなく完納してください。なお、納付金額は「予定納税額通知書」に記載してある第一期中分の金額です。通知書と同封の納付書でお近くの銀行、郵便局または税務署の窓口でお早めにお納めください。

ときは法的免除と申請免除の制度がありますからその手続きをとってください。ただし、提出能力のある者が、なんの手続きもしないで二カ年たつて失格してしまいます。

## 住民登録の届出で 権利の行使と義務の履行

七月一日から七日までは住民登録届出履行週間です。住民登録制度は、地方公共団体(市町村など)の構成員である住民を登録することによって、その居住関係を公証し、住民の権利の行使や義務の履行を適正かつ容易にしようとするものです。選挙、就学、主食の配給、徴税等の市町村の行政事務は、住民登録の住民票を源にして処理される建前になっています。

市町村の住民は、住民登録の届出をしておくことによって、住所がいつでも住民票の謄本や居住証明書書の交付を受けることができ、これを就学、就職その

七月一日から七日までは他各種の免許書の交付を受ける場合等に利用することができ、戸籍の謄本に代用することもできます。転入、転出、住所が異動した場合に、十四日以内に届出をしなければなりません。正当の理由なく、届出期間に届出をしない者は、過料に処せられることがあります。また、登録事項について誤りに見る理由があるときは、市町村の吏員は事実調査のため、関係人に質問し、文書の呈示を求めることがありますが、これを拒み、虚偽の陳述をした者は罰金に処せられることがあります。

「小児麻痺」予防接種  
希望者は申込みを  
八月下旬に実施  
日実施日時および場所をお知らせします。

月日	汲み取り日程	ごみ取り日程
7月1日~5日	湖北・布佐	1・2・3・4・6・7・9・10・11・14・15区・柴町・舟戸
6日~9日	下ヶ戸・東我孫子・舟戸・根戸・南飯塚	湖北・布佐・東我孫子・城山・小暮・柴町・2・3・4・5・8・10・11・14・17区
11日~14日	2・3・4・5・8・9・10・11・14区	1・2・3・4・6・9・12・13・15区
15日~19日	小暮・柴崎・青山・城山・子の沖・12区・湖北	城山・小暮・柴町・舟戸・1・2・3・4・5・8・9・10・11・12・13・14・17区
20日~23日	布佐・下ヶ戸・東我孫子・柴町・舟戸・南飯塚・日立・14区	2・3・4・6・7・15区・東我孫子・城山・小暮・湖北・布佐
25日~28日	1・2・3・4・5・6・7・8・15・17区	1・2・3・4・5・8・9・10・11・12・13・14・17区・舟戸・柴町
8月1日~2日	8・9・10・11・12・14区・子の沖・小暮・柴崎・青山・石橋・千葉食・増田・柴町	2・3・4・5・6・7・8・15・17区・小暮・城山・東我孫子・湖北・布佐

「小児麻痺」予防接種の申込みを希望者は八月下旬に実施  
日実施日時および場所をお知らせします。

申込みの申し込みは八月下旬に実施  
日実施日時および場所をお知らせします。

申込みの申し込みは八月下旬に実施  
日実施日時および場所をお知らせします。

「育児相談」でお子さんの健康は皆さまの可愛いお子さんのために、保健所の医師のお出でを願って育児相談所を毎月次のおり開設いたしますから、ぜひご利用ください。

第二水曜日役場会議室  
(七月は十三日)  
第三水曜日第四小学校  
(七月は二十日)

七月一日は国民安全の日  
施設や行動の安全に反省を今年から七月一日は国民安全の日と定められました。この日は国民の一人一人がその生活のあらゆる面が安全なように、施設や行動の安全について反省をし、安全確保に深く注意をすることを習慣づけて、恐ろしい産業災害、交通災害、火災などを日常生活をおびやかす災害を防止しようとして新